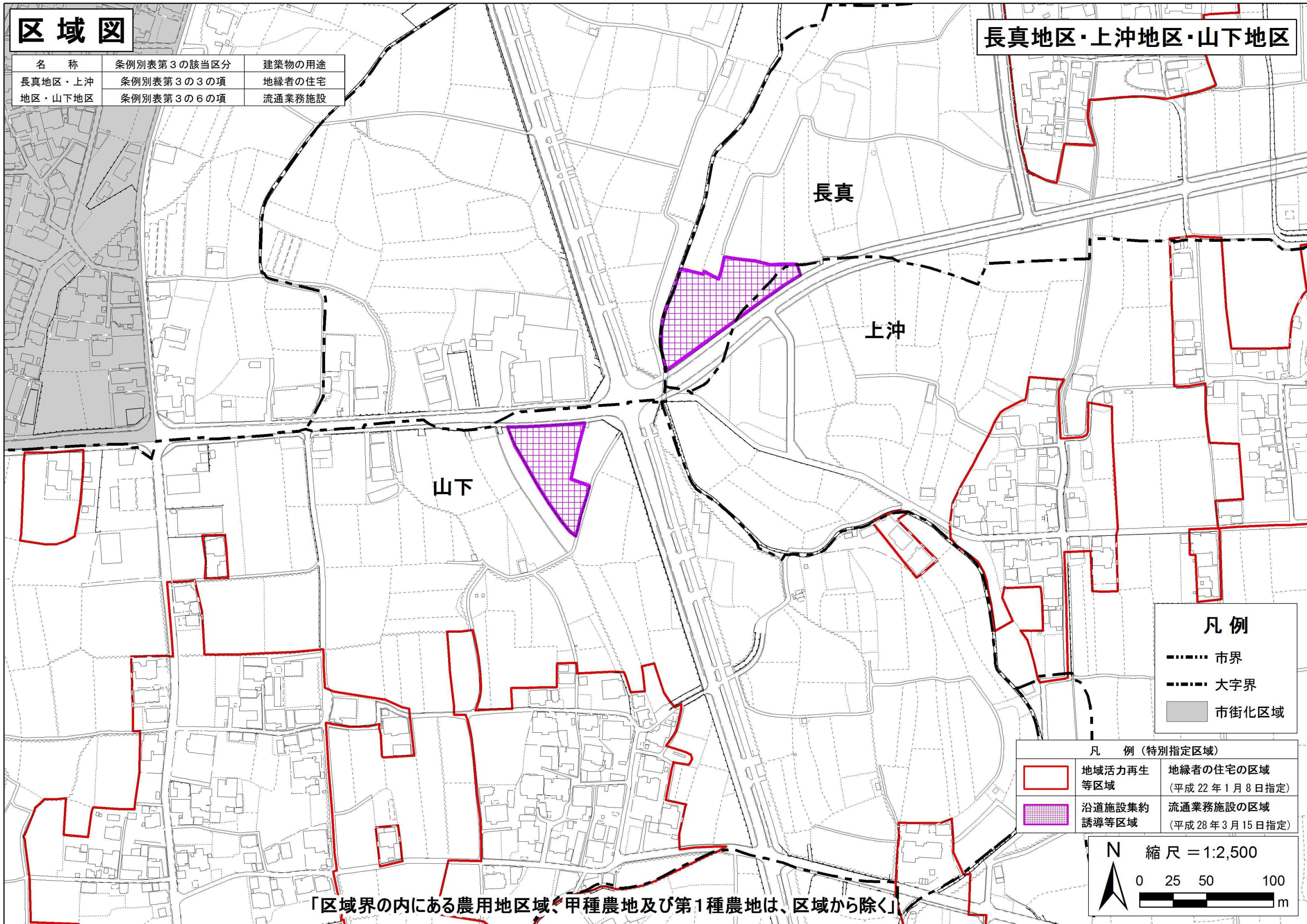


区域図

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
長真地区・上沖地区・山下地区	条例別表第3の3の項	地縁者の住宅
	条例別表第3の6の項	流通業務施設

長真地区・上沖地区・山下地区



凡例

- 市界
- 大字界
- 市街化区域

凡例 (特別指定区域)

 地域活力再生等区域	 地縁者の住宅の区域 (平成22年1月8日指定)
 沿道施設集約誘導等区域	 流通業務施設の区域 (平成28年3月15日指定)



「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く」